

# 令和8年度 のびゆくこどものつどい事業補助金交付要項

令和8年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市教育委員会事務局 生涯学習課 青少年教育係

メール：[gakushu@city.maebashi.gunma.jp](mailto:gakushu@city.maebashi.gunma.jp)

電話：212-4033

この補助金の交付目的、内容、交付手続きは次のとおりです。

## 1 交付目的

前橋のこどもを明るく育てる活動の一環として各地区で開催される「のびゆくこどものつどい」の実施主体である地区実行委員会に対して、その活動を奨励するため、事業に係る経費の一部を補助します。

## 2 補助事業者

別表に定める23の地区実行委員会

### ○ 暴力団排除に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

## 3 補助対象事業及び経費

対象事業	対象経費
のびゆくこどものつどい	報償費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、損害賠償保険料、使用料及び賃借料 ※但し、会員の親睦を図るための飲食などは補助対象経費に含めないものとします。

<p>4 交付金額</p> <p>地区実行委員会への補助額は、467,000円を令和8年1月末日現在の該当年齢人口（0歳～14歳）で除した額に各地区の該当年齢人口を乗じ、これに75,000円を加えた額以内の額とします。</p> <p>なお、この時、100円未満の端数は切り捨てます。</p>		
<p>交付手続き等</p>	<p>交付条件</p>	<p>1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実施調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この交付要項及び交付決定通知に付された条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p>
	<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>補助事業者は、<u>事業実施の30日前までに</u>次の書類を提出してください。</p> <p>1 交付申請書兼誓約書</p> <p>2 添付書類</p> <p>（1）事業計画書</p> <p>（2）収支予算書</p> <p>（3）その他事業の計画がわかる書類</p> <p>事業の遂行上必要があるときは、概算払による補助金の交付を請求することができます。概算払を希望する場合は、概算払を必要とする理由、時期、金額等を具体的に記載した概算払を必要とする理由書を添付してください。</p> <p>【注】収支予算書等に、市補助金の充当先と内容を明示してください。</p>
	<p>交付決定の時期等</p>	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p>
	<p>請求の方法、支払時期等</p>	<p>1 概算払により請求する場合</p> <p>（1）補助金の交付申請時に、概算払いを必要とする理由、時期、金額を明記してください。</p> <p>内容を審査し、概算払する額等を決定します。</p> <p>（2）補助金額が確定した後、補助金の未交付分があるときは、補助金精算書兼交付請求書により請求してください。</p>

	<p>2 精算払により請求する場合 実績報告書を提出し補助金額が確定した後、補助金精算書兼交付請求書により請求してください。</p>
事業が変更、中止又は廃止となった場合の手続	<p>1 補助事業の内容を変更、中止、又は廃止しようとする場合は、変更等の手続きが必要となります。</p> <p>2 変更等を行う前に、変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。</p>
変更等承認決定の時期	<p>変更等承認申請書を受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し、通知します。</p>
実績報告書の提出	<p>1 事業が完了した日から30日以内に次の書類を提出してください。</p> <p>(1) 実績報告書</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 活動報告書</p> <p>イ 収支決算書</p> <p>ウ その他事業の実施状況が分かる書類</p> <p>2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額等を確定し、通知します。</p> <p><b>【注】</b>収支決算書等に、市補助金の充当先と内容を明示してください。</p>
交付決定の取消又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取り消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合、超える部分の金額</p>

申請書等の様式	1	交付申請書兼誓約書	(様式第1号)
	2	交付決定通知書	(様式第2号)
	3	変更等承認申請書	(様式第3号)
	4	変更等承認通知書	(様式第4号)
	5	実績報告書	(様式第5号)
	6	補助金額確定通知書	(様式第6号)
	7	補助金概算払請求書	(様式第7号)
	8	補助金精算書兼交付請求書	(様式第8号)

別表

補 助 事 業 者
桃井小地区のびゆくこどものつどい実行委員会
中川小地区のびゆくこどものつどい実行委員会
敷島小地区のびゆくこどものつどい実行委員会
城南小地区のびゆくこどものつどい実行委員会
城東小地区のびゆくこどものつどい実行委員会
若宮小地区のびゆくこどものつどい実行委員会
天川小地区のびゆくこどものつどい実行委員会
岩神小地区のびゆくこどものつどい実行委員会
上川淵地区のびゆくこどものつどい実行委員会
下川淵地区のびゆくこどものつどい実行委員会
芳賀地区のびゆくこどものつどい実行委員会
桂萱地区のびゆくこどものつどい実行委員会
東地区のびゆくこどものつどい実行委員会
元総社地区のびゆくこどものつどい実行委員会
総社地区のびゆくこどものつどい実行委員会
南橋地区のびゆくこどものつどい実行委員会
清里地区のびゆくこどものつどい実行委員会
永明地区のびゆくこどものつどい実行委員会
城南地区のびゆくこどものつどい実行委員会
大胡地区のびゆくこどものつどい実行委員会
宮城地区のびゆくこどものつどい実行委員会
粕川地区のびゆくこどものつどい実行委員会
富士見地区のびゆくこどものつどい実行委員会